岡山大学栄誉教授の付与の基準等に係る運用要項

令和８年３月２７日
学　長　裁　定

（目的）

第１条　この要項は、岡山大学栄誉教授の称号の付与に関する規則（令和８年岡大規則第２１号）（以下「規則」という。）第１１条に基づき必要な事項を定める。

（資格要件の運用基準）

第２条　規則第２条の卓越教授とは、過去に卓越教授として３回以上付与された者又は卓越教授の称号が付与され、かつ研究担当理事が推薦し、教育研究評議会で認められた者とする。

２　規則第２条第２号の「国際的に極めて顕著な研究業績」とは、中心的執筆者（筆頭または責任著者）として、ＴＯＰ１０％引用論文を３０報以上または、ＴＯＰ１％引用論文を５報以上発表していることをいう。

３　規則第２条第２号の「外部資金獲得における顕著な功績」とは、研究代表者として次の要件のすべてに該当する外部資金を獲得した場合とする。

一　科学研究費助成事業の特別推進研究や基盤研究（Ｓ）、学術変革領域研究の領域代表などの大型外部資金を３回以上獲得していること

二　これまでの獲得総額が１０億円以上であること

（栄誉教授の申請の時期）

第３条　規則第３条に係る申請については、遅くとも退職年度の１月までに行うものとする。

（称号の取り消し）

第４条　規則第６条に規定する「その栄誉をけがすと認められる行為」とは、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成１６年岡大規則第１０号。）第６７条各号に規定する行為及び岡山大学研究ポリシーに著しく反する行為をいう。

（優遇措置）

第５条　規則第７条１号に示す「特別契約職員の身分」について、退職後も教授（特任）のポストを与えるものとし、原則、同一賃金で雇用する。

２　規則第７条第２号に示す「間接経費の配分に関する特例」は、栄誉教授が、その称号を利用できる期間において、研究代表者として獲得した外部資金について、間接経費の配分を次のとおりとする。ただし、間接経費の割合が３０％以上、かつ、部局に間接経費の４０％相当額以上の運営費交付金等を配分する場合に限る。

一　獲得年度　栄誉教授に間接経費の５％相当額の運営費交付金等を配分する。

二　継続年度　栄誉教授に間接経費の２％相当額の運営費交付金等を配分する。

３　規則第７条第３号に示す「研究時間確保のための環境整備」について、規則第９条に示

す関係部署は、管理運営業務の負担軽減など、栄誉教授の研究時間確保に努めることとする。なお、教育業務は免除する。ただし、共同研究者としての大学院生等の指導等はこの限りではない。

附　則

この要項は、令和８年４月１日から施行する。